

經濟論叢

第114卷 第3・4号

資産再評価の政策評価……………	高寺貞男	1
組織のコンティンジェンシー・セオリー について……………	赤岡功	13
マルクスの労働価値説……………	梅沢直樹	35
「資本の流通過程」における 恐慌の可能性について……………	角田修一	53
高度成長下の土地政策と大規模宅地開発……………	木村隆之	72

昭和49年9・10月

京都大學經濟學會

資産再評価の政策評価

高 寺 貞 男

I 償却資産＝資本再評価政策から固定資産再評価・差額分配政策へ

昭和48年秋の「石油危機」を契機に「狂乱」化したインフレーション過程に特徴的にあらわれた投資財価格の急騰は、企業（一般事業会社）の保有する固定資産の簿価と時価とを大きく引離したので、前者を後者のレベルへ引上げる固定資産再評価問題が昭和49年春に、戦後インフレーション期についてふたたび、新しい政策課題として登場して以来、資産再評価の政策目標のとり方とそこに盛込むべき政策内容とをめぐって、各方面から多角的な論議が重ねられてきている。そして、その場合に、企業の利害を代表する産業界からは、企業課税強化の動きへの対策として、課税所得のレベル・ダウンにつながる減価償却範囲額の拡大を狙い、たとえば、西野嘉一郎・芝浦製作所会長＝日本租税研究会会長の（昭和49年7月11日に第19回トップ・マネジメント・セミナーで表明した）私案にもみられるように、（簿価と時価の開きがもっとも大きいのに、再評価をしても、なら減価償却範囲額の引上げ効果をもたない非償却性の）土地を再評価対象資産からはずし、再評価差額を処分不可能な資本剰余金または資本修正として処理する償却資産＝資本再評価必要論が、戦後インフレーションのときと同じように、実体資本維持論とそれを償却資産に限定適用した取替（再取得）原価主義減価償却論（さらに両者から演繹される一連の各論）を論拠として展開されている。

ここに償却資産＝資本再評価必要論の論拠として持出されている実体資本維持論と取替原価主義減価償却論は、いずれも戦後インフレーション期に繰返し主張されたものの再版にすぎず、目新しいことはなにも付加されていないので、あらためてそれらについて説明を加える必要はないと判断し、ここでは、表 I

表I 償却資産=資本再評価必要論の論拠の全構成

	規範認識としての	現状認識としての
一般認識としての	実体資本維持論 取替資金準備論	資本食い潰し論 取替不能論
特殊認識としての	取替原価主義減価償却論 再評価差額=資本剰余金説	減価償却不足論 償却不足額=仮空利益説

に示したように、それらの(各論をも含む)全構成を一覧できる形に整理しておくにとどめたい。そして、ただちに、実体資本維持論とそれを償却資産に限定適用した取替原価主義減価償却論がわが国の企業金融の現実への妥当性をもっているかどうか、という問題検討に入っていくとしよう。

筆者の考えでは、実体資本維持論はいかなる場合にも無条件的に妥当するものではなく、それが現実妥当性をもつのは、実体資産が自己資本(狭義の資本)として調達された資金によって運用されている場合に限られる。これにたいし、実体資産が他人資本(負債)として調達された資金によって運用されている場合には、実体資本維持論は現実妥当性をもっていない。

それでは、わが国の企業金融の現実はこちらの場合に属するのかというと、表IIにみられるように、全産業の主要企業(資本金10億円以上の第1部上場会社とそれ以外の有力企業)においては、全体として、土地をも含む有形固定資産は固定負債によって(投資の全部と棚卸資産のごく一部が自己資本によって、さらに棚卸資産の残りの大部分と当座資産の全部が流動負債によって)まかなわれている。もちろん、個々の主要企業では、この全産業にわたる総平均値からそれぞれ偏差しているが、わが国の主要企業をひっくめてマクロとしてみれば、実体資本維持論はもとより、それを償却資産に限定適用した取替原価主義減価償却論も妥当しない、といわざるをえない。

このように、企業金融の現実が償却資産=資本再評価必要論の論拠の成立をこぼんでいるところで、法人企業部門が純債務者として調達している借入金の源資のかなりの部分を純債権者として供給している個人(家計)部門の貯蓄の目

表Ⅱ 全産業主要企業における資産＝資本構成比率 (%)

	昭和 47年上	47年下	48年上		47年上	47年下	48年上
有形固定資産 (うち土地)	31.7 (3.6)	30.7 (3.6)	29.4 (3.5)	固定負債	32.1	31.2	30.4
無形固定資産 繰延勘定	0.8	0.7	0.7	自己資本	17.5	17.5	17.0
投資	11.8	12.3	12.1				
棚卸資産	12.6	12.5	13.1	流動負債	50.5	51.3	52.6
当座資産	38.8	39.5	40.3				
その他の 流動資産	4.2	4.3	4.4				

日本銀行統計局『主要企業経営分析』昭和47年度下期(昭和48年7月発行)、昭和48年度上期(昭和49年2月発行)より作成。

減りはほっておいて、企業側の求める償却資産＝資本再評価政策のみが強行されたならば、減価償却範囲額の拡大を狙って計上される償却資産の再評価差額はもちろんのこと、減価償却には関係ないため計上が回避される土地の秘密再評価差額も、処分不可能な資本として半恒久的に企業内部に取込まれてしまい、企業と個人への所得分配上重大な不公正が生ずるのであろう。

では、かかる政策ミスを未然に防ぎ、分配の是正が図られるようにするためには、資産再評価政策は分配の公正を目標としてどのようにその内容を構成していったらよいのであろうか。

このような問題意識にしたがい、本稿では、「資産再評価の政策評価」^{ポリシー・アセスメント}をわが国の企業金融の現実を反映したモデル分析を通じてすすめていくつもりであるが、以下本稿で展開する試みが「再評価自重論」¹⁾ないしは回避論に陥入ることなく、「企業エゴ」²⁾まるだしの償却資産＝資本再評価政策を国民の合意がえられる固定資産再評価・差額分配政策へ組替えていく理論装備を提供することができれば、幸いである。

- 1) 木村和三郎「インフレーション期における固定資産会計——企業金融政策による再評価の除却」大阪商科大学経済研究所編『一般的危機と日本資本主義』昭和24年、4ページ。
- 2) 庭山慶一郎「資産再評価について」『産業経理』昭和49年8月号、24ページ。

II 償却資産にかかわる債務者利得と保有利得のモデル分析

さきに確認しておいたように、わが国の主要企業では、全体として、土地をも含む有形固定資産は固定負債によって（投資の全部と棚卸資産のごく一部が自己資本によって、さらに棚卸資産の残りの大部分と当座資産の全部が流動負債によって）まかなわれているので、かかる企業金融の現実を反映した形に（ただし、自己資本によって棚卸資産のごく一部が、また流動負債によって棚卸資産の残りの大部分がまかなわれている事実は捨象して³⁾）理論モデルを——償却資産、土地の順に——構成するために、まず、償却資産が他人資本として調達された資金によって運用されていると仮定しよう。

もちろん、その場合、新設企業における両者のバランス関係は、償却資産の取得原価を A_1 、その取得に当てるために調達した他人資本を L_1 とすると、

$$A_1 = L_1 \quad (1)$$

としてあらわすことができる。

しかし、既設企業では、（平均して）耐用年数 n 年のうちすでに k 年を経過した償却資産から構成されているから、残存価格を無視した定額法によれば、その未償却残高は $A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right)$ となっているはずである。そして、さらに、 k 年経過する間に、当該償却資産の個別価格または取替価格が不可逆的に $(1+p)$ 倍の $A_1(1+p)$ へ上昇し、また、その間に、一般物価も不可逆的に $(1+g)$ 倍の $A_1(1+g)$ の水準まで上昇したと仮定すると、取替原価を基準にした未償却残高は

$$A_{1k} = A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+p) \quad (2)$$

となっているはずである。

他方、償却資産の取得に当てるため調達した他人資本は、一般物価水準が $(1+g)$ になっているにもかかわらず、それが（一般物価水準の上昇にスライドし

3) かかる事実を考慮に入れても、流動資産にかかわる債務者利得の方が資本修正をしなければならぬ部分よりもはるかに大きい以上、本稿で展開する試論はより強化されるだけである。

て債権＝債務価額が自動的にエスカレートしていく) リングド・ローンであれば別だが、そうでないかぎり、普通は元の価額に据置かれるという固定性をもっている。「この意味において、設備資産に投下せられた借入資本は、少くともその設備の実体の耐用期間中に借入金に対する元〔本〕……償還を行うことを以て足る」⁴⁾ので、償却資産を取得するために調達した他人資本を年々取得原価を基準とした減価償却相当額ずつ「減価償還」として漸次的部分的に返済してきたとすると、その残高は

$$L_{1k} = L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) \quad (3)$$

にとどまり、リングド・ローンの場合のように、

$$L'_{1k} = L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+g) \quad (4)$$

へ増額修正されることはない。

したがって、(4)式(リングド・ローンであれば、一般物価水準の上昇にスライドして増額修正されたであろう債務価額)から(3)式(かかる修正をうけない固定価額)を差引いた

$$L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+g) - L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) = L_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) g \quad (5)$$

は、償却資産(の取替原価を基準にした未償却残高)⁵⁾を他人資本として調達した資金によって運用していることから生じた債務者利得(debtor's gain)をあらわしている。

なお、(3)式に(5)式(償却資産にかかわる債務者利得)を加えてもえられる(4)式中の L_1 を(1)式にしたがい A_1 に置換えて、それを(2)式(取替原価を基準にした未償却残高)から差引いた

$$A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+p) - A_1 \left(1 - \frac{k}{n}\right) (1+g)$$

4) 木村, 前掲論文, 17ページ。

5) ここでは、債務者利得を償却資産の(取替原価を基準にした)未償却残高にかかわる(対応関係をもつ)ものに限って考察をすすめているが、既償却分についても債務者利得が生じていたことに注意されたい。

$$=A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g) \quad (6)$$

は、取得原価を基準とした未償却残高に（取得時点を基準とした）個別価格指数と一般物価指数の差を乗じた算式として、償却資産（の取替原価を基準とした未償却残高⁶⁾の保有損得 (holding gain and loss) をあらわしている。

そして、 $p-g=0$ の場合には、保有損得は生じないが、 $p-g>0$ の場合には、 $(p-g)$ は正の値をとるから、保有利得がえられるのにたいし、 $p-g<0$ の場合には、 $(p-g)$ は負の値をとるから、保有損失を負うことも、この(6)式はあらわしている。

ここで、以上試みてきたモデル分析を中間のまとめとして小括してみると、償却資産の時価をあらわしている(2)式は、償却資産にかかわる負債残高をあらわしている(3)式に債務者利得をあらわしている(5)式と保有損得をあらわしている(6)式とを加えたものに等しいというバランス関係が、インフレーション過程においては、常に現実関係として成立していることが確認できるであろう。

$$A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)=L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)+L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)g \\ +A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g) \quad (7)$$

III 債務者利得と保有損得（の代数和）の 会計的表現形態としての再評価差額

さて、前章でのモデル分析のまとめとしての(7)式によってあらわされているバランス関係が、常時現実関係として成立しているという意味で、「現実のインフレーション……は本来の再評価過程である。〔したがって〕帳簿上の手続は唯この現実の再評価過程に追随し、これに順応するだけである」⁷⁾が、いま、

6) ここでも、考察の範囲を償却資産の（取替原価を基準とした）未償却残高にかかわる（対応する）保有損得に限っているが、既償却分についても保有損得がすでに生じていたことに注意されたい。

7) 木村，前掲論文，9ページ。

償却資産の簿価を取得原価を基準とした $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)$ から取替原価を基準とした $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)$ へ引上げる再評価手続をとったならば、そこに計上される再評価差額 $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)-A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)=A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)p$ は、(7)式の右辺第2項と第3項とを加えた $L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)g+A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g)$ と等しい⁸⁾ことからわかるように、すでに発生し（償却資産の個別価格や一般物価が不可逆的に上昇し、もはや逆方向に下落することはない状態にあるという意味で、すでに実現した債務者利得と保有損得とを混合して（代数和として）会計的に表現した形態なのである。

では、(7)式によってあらわされているバランス関係が現実関係として成立しているのに、償却資産の簿価を $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)$ から $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)$ へ引上げる再評価手続をとらなかつたならば、償却資産にかかわる債務者利得と保有損得はまったく表現されずじまいになってしまうのであろうか。いや、そうではない。再評価が回避されたとしても、以後残存耐用年数が経過するにつれて、償却不足額が $n-k$ 年間にわたり合計して再評価差額に相当する $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)p$ したがって年々 $\frac{A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)p}{n-k}$ ずつあらわれてくることからわかるように、すでに発生し（実現した）償却資産（の未償却残高）にかかわる債務者利得と保有損得（の代数和）は、再評価差額として即座に表現されることなく、将来に延期されて、残存耐用年数が経過するにつれて漸次的部分的に営業利益の増分という歪んだ形態をとって会計的に混合して表現されるのである⁹⁾。

もちろん、ここで取上げている債務者利得と保有損得（の代数和）は、いずれの表現形態をとろうとも、インフレーション過程ですでに発生し（実現した）インフレ利得（inflationary profit）として処分可能である。したがって、その全

8) (1)式にしたがい、 L_1 を A_1 に置換えれば、 $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)g+A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g)=A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)p$ となる。

9) さきに注記した既償却分にかかわる債務者利得と保有損得（の代数和）も、過去 k 年間にわたり、再評価手続をとっていなかったならば、同じように、年々償却不足額に相当する営業利益の増分という形態で会計的に混合して表現されていたであろう。

部が配当または租税として社外に流出してしまい、償却資産の耐用年数がつきると同時に、その取得にあてるために調達した他人資本の漸次的部分的返済が完了すると、そのあとは当該償却資産の再取得にあてうる内部資金は一銭も残らないかもしれない。しかし、たとえそういう事態になっても、個別価格の上昇した償却資産の再取得に必要な資金を、原初取得のときと同じように、他人資本として再調達するか、もしも再借入ができない場合には、増資または利益留保によって自己資本として新規に調達すれば、償却資産の再取得は十分に可能である。

このようにみえてくると、償却資産にかかわる債務者利得と保有損得（の代数和）が再評価差額として一挙に、または、営業利益の増分という形で少しずつゆっくりとあらわれる場合に、それらを処分可能利益として社外に流出させてしまうと、個別価格の上昇した償却資産の再取得は不能となるから、処分不可能な資本剰余金または架空利益として処理すべきであるという見解はとうてい採りえないことが明白となるであろう。

IV 土地・償却資産にかかわる債務者利得と保有利得の還元問題の重要性

これまで他人資本として調達された資金によって運用されている償却資産について展開してきた試論は、同じように他人資本として調達された資金によって運用されている土地にも、それが非減価性という特性をもっているとしても、実体資産であることには変りはないから、そのまま適用することができるであろう。

そこで、さきの(7)式中の $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)$ を他人資本によってまかなわれている非減価性の土地を示す A_2 に、 $L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)$ を土地保有のために借入れている他人資本を示す L_2 に、さらに $(1+p)$ を土地（取得時基準の）価格指数を示す $(1+p')$ に置換えると、

$$A_2(1+p') = L_2 + L_2g + A_2(p'-g) \quad (8)$$

となるが、この(8)式は、土地の場合にも、償却資産の場合と同じように、実体

資産の時価＝負債残高＋債務者利得±保有損得¹⁰⁾ というバランス関係が現実関係として成立していることを物語っている。

このように、償却資産と土地を合せた有形固定資産全体について、(7)式と(8)式を加えた

$$\begin{aligned} & A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)+A_2(1+p') \\ & =\left\{L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)+L_2\right\}+\left\{L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)+L_2\right\}g \\ & \quad +\left\{A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g)+A_2(p'-g)\right\} \end{aligned} \quad (9)$$

というバランス関係が現実関係として成立している以上、有形固定資産の簿価を $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)+A_2$ から $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(1+p)+A_2(1+p')$ へ引上げると同時に、それに対応して貸方に計上される再評価差額を(混合表示することなく、分解して)債務者利得 $\left\{L_1\left(1-\frac{k}{n}\right)+L_2\right\}g$ と保有利得 $A_1\left(1-\frac{k}{n}\right)(p-g)+A_2(p'-g)$ とに区分表示することは容易にできる。

しかしながら、資産再評価問題は貸方再評価差額の区分表示という会計問題に解消しきれるものではない。なぜなら、有形固定資産にかかわる債務者利得と保有利得は、ともにインフレ利得としてインフレーション過程において企業外から企業へ振替流入した移転所得にほかならないから、分配の公正を追求するかぎり、それらが再評価手続によって区分表示されたならば、できるだけそのかくれたる非自発的贈り手または被収奪者を突止め、そこへ還元振戻す事後処理問題を避けて通るわけにはいかないからである¹¹⁾。

10) 土地の場合には、保有損失を考慮することは無意味であるので、以下の説明では、保有利得のみを取上げてゆくことにする。

11) 再評価自重論ないしは回避論にそって、資産再評価を見送り回避しても、すでに指摘したように、償却資産にかかわる債務者利得と保有利得は漸次的部分的に営業利益の増分という歪んだ形で表現されるから、おそかれはやかれ法人税などが課されるであろう。したがって、徴税部分は政府や地方自治体に吸上げられて、ある程度まで社会へ還元されるかもしれない。しかし、その場合には、残りの非徴税部分ばかりではなく、さらに企業の保有する土地にかかわる債務者利得と保有利得の社会還元は完全に回避されてしまうであろう。

ここに、筆者が再評価回避論に組みしえない理由が潜んでいるのである。

V 有形固定資産にかかわる債務者利得と保有利得の還元方式

では、再評価手続によって区分表示された債務者利得と保有利得は企業外の非自発的贈り手にどのようにして振戻し、還元していったらよいのであろうか。

この問題へ接近する手がかりとして、債務者利得と保有利得の間には、前者が貨幣資産の保有者である企業外の債権者から債務者として実体資産を保有している企業へインフレーション過程における一般物価の上昇を通じて(非自発的贈り手としての債権者に債権者損失を負わして)振替流入した移転所得であるのにたいし、後者が企業外で保有されている実体資産の個別価格が一般物価よりも低めにしか、またはまったく上昇しなかったか、逆に下落してしまったため、かかる実体資産の企業外の保有者から、土地の場合に典型的にみられるように、その個別価格が一般物価よりも高めに上昇した実体資産の保有者である企業へインフレーション過程における相対価格構造変化(一般物価の上昇から偏差した個別価格変動)を通じて(非自発的贈り手としての実体資産保有者に保有損失を負わして)振替流入した移転所得である、という相違があることに着目しよう。とすると、有形固定資産にかかわる債務者利得と保有利得とをそれぞれに対応する債権者損失と保有損失を負った非自発的贈り手に振戻していく方策もおのずと異ってこざるをえないが、かかる方策を選定するにあたっては、非自発的贈り手を特定し、彼等に債権者損失と保有損失の補償として振戻すべき金額を認定する作業に難易があるので、その点を考慮すべきであろう。

そこで、インフレーションを通じて企業に振替流入した移転所得としての債務者利得と保有利得とをそれぞれ別個の方策によって源泉へ向けて還流させ、非自発的贈り手へ振戻すとして、まず、前者の還元方式を構想するヒントをうるために、貯蓄超過の個人(家計)部門から投資超過の法人企業部門への資金流入がわが国では金融機関(特に銀行)や政府(特に資金運用部)を通じて間接金融としておこなわれていることに着目し、かかる資金流入経路を逆にたどっていけば、(純債務者としての)企業が保有している有形固定資産にかかわる債務

者利得の源泉は、企業が有形固定資産として運用するために借入れている他人資本に（直接対応する金融機関や政府の貸出金などを介在させて）間接的に対応する（純債権者としての）国民大衆の貯蓄のある部分（以下、「特定可能預金など」という。）に生じている日減り（損失）に求めることができるであろう¹²。

その意味で、企業の保有する有形固定資産にかかわる債務者利得は資本剰余金として企業持分ないしは株主持分に属するものではなく、国民持分（peoples equity）を構成するものといわなくてはならないが、それを特定可能預金などを保有している国民個人にまで分解できたとしても、彼等をして直接個々にかかる国民持分にたいし（潜在的な）返還請求権を行使させるわけにはいかないので、特定可能な預金などをもっている国民個人に代って、政府が企業の保有する有形固定資産にかかわる債務者利得にたいし（特定可能預金などの目減り補填に充当する目的税として）100%の再評価税を課し、これを財源として特定可能預金などの目減り補償を間接的におこなうべきであろう。

もちろん、このように国民持分の取戻しを政府が代行する間接還元方式をとる代りに、企業が有形固定資産として運用するために借入れている負債、それに直接対応する金融機関や政府の貸出金、さらにそれを介在させて間接的に対応する国民の特定可能預金などのような特定の金融資産負債を再評価対象企業が保有する有形固定資産にかかわる債務者利得相当額だけ引上げ修正する（一種のインデクセーション）措置をとった上で、通常の資産再評価においては、一般に修正不要項目といわれている金融資産負債のうちのこれら特定部分の再評価手続をとることも可能である。このような方策を筆者は、さきの間接代行還元方式にたいし、直接自動還元方式と呼びたいが、そのわけは、この方式によると、間に立っている金融機関や政府の保有する特定の金融資産のみではなく、企業や国民大衆の保有している特定の金融資産負債もすべて、再評価対象企業

12) ここでは、債務者利得の社会還元を焦点をしぼって考察をすすめているので、正面から取上げてはいないが、有形固定資産にかかわる債務者利得の一部が固定負債に属する退職給与・年金引当金に生じている日減りを源泉としている以上、かかる従業員持分の減損補填についても別途考慮すべきであろう。

が保有している有形固定資産にかかわる債務者利得相当額だけ増額修正されるため、金融機関と政府は、それぞれが保有している特定の金融資産負債のバランス関係がレベル・アップして保持されるので、損益にはなんらの影響もうけないのに、企業の保有している有形固定資産にかかわる債務者利得はそれに相当する負債の増加に置換えられて自動的に解消し、それと同時に、その非自発的贈り手であった国民大衆が保有している特定可能預金などの目減りも自動的に補填されるからである。

ところで、企業の保有する有形固定資産（特に土地）にかかわる保有利得の場合には、これまでその還元方式について考察してきた債務者利得とはちがって、その源泉において被収奪者として保有損失を負担している非自発的贈り手を特定することはもちろん、彼等に還元すべき保有損失補償額を個人別に認定することもきわめて困難である。したがって、その場合には、インフレーション過程でいためつけられた「社会的弱者」をその非自発的贈り手とみなして、彼等に政府の手を通じて——具体的には、企業の保有する有形固定資産（特に土地）にかかわる保有利得にたいし（インフレーション過程でいためつけられた「社会的弱者」の救済に当てる目的税として）法人税なみまたはそれを上廻る高率の再評価税を課し、それを全額繰入れた特別会計または特別基金を通じて——間接的に総体として還元していくべきであろう。

以上が、分配の公正を求めて、現代総合研究集団（事務局長＝長州一・横浜国立大学教授）が昭和49年3月に発表した緊急提言『国民福祉基金を創設せよ』や吉野俊彦・山一証券経済研究所理事長の提言を参考にしながら、筆者なりにインフレ（効果）中立化政策として構想してみた固定資産再評価・差額分配政策の基本内容である。